

平成19年11月26日

お知らせ

同時資料提供先

岡山県政記者クラブ
倉敷市記者クラブ

～聞かせてほしい。みんなの声！～

高梁川水系の川づくりに関する住民意見を聴く会を開催します。

高梁川では、今後20～30年間におこなう国管理区間を対象とした、河川の具体的な整備目標と内容を示す「高梁川水系河川整備計画」を策定します。

この整備計画を策定するにあたり、皆さまのご意見を河川法第16条2項に基づき反映させたいと考えており、皆さまの貴重なご意見を幅広くお伺いする場として、「地域と共に明日の高梁川を考える会」を別紙のとおり開催しますので、地域の皆さまにおかれましては、奮ってご参加頂きますようお願いいたします。

記

開催日時：平成19年12月 3日(月)から別紙参照

対象者：高梁川、小田川(国管理区間)の浸水想定区域を網羅する流域住民

基本的な考え方や意見聴取の方法につきましては別添資料参照

【問い合わせ先】

国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所

電話番号(086)223-5101(代表)

FAX (086)234-2298

(担当)副所長(技術) 植田 光明(内線205)

河川環境課長 友沢 晋一(内線361)

開催日時・場所

開催日	時間	会場	住所	該当地区
12月 3日(月)	19 ~ 21時	清音支所	総社市清音 軽部 1135	高梁川上流部東側 < 総社市清音 >
4日(火)	"	玉島文化センター	倉敷市玉島 阿賀崎 1-6-27	高梁川下流部西側 < 倉敷市玉島 >
5日(水)	"	総社市 西公民館	総社市 秦 350	高梁川上流部西側 < 総社市秦 >
12月 9日(日)	10 ~ 12時	倉敷市 福田公民館	倉敷市福田町 古新田 274-21	高梁川下流部東側 < 倉敷市水島 >
11日(火)	19 ~ 21時	マービー ふれあいセンター	倉敷市真備町 箭田 40 - 1	小田川北側 < 倉敷市真備町 >
13日(水)	"	倉敷市 船穂公民館	倉敷市船穂町 船穂 1697	高梁川中流部西側 < 倉敷市船穂町 >
17日(月)	"	イオンモール倉敷 イオンホール	倉敷市水江 1	高梁川中流部東側 < 倉敷市酒津 >

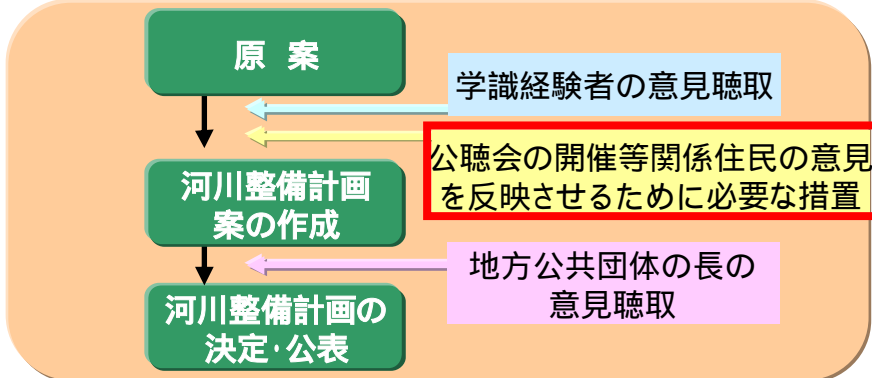
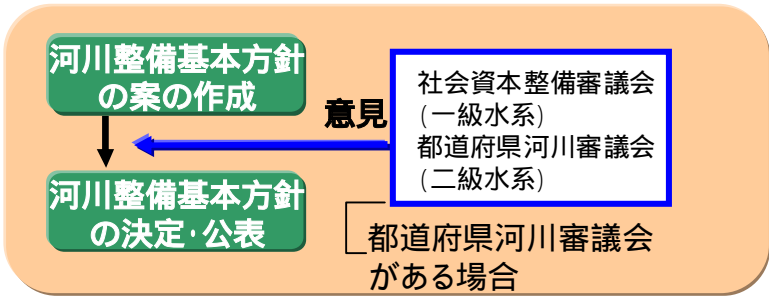
河川整備基本方針及び河川整備計画について

別添資料

河川整備基本方針 (長期的な基本方針)

河川整備計画 (今後20～30年間の河川整備の内容)

手
順



内
容

- 1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 2.河川の整備の基本となるべき事項
 - ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
 - ・主要な地点の計画高水流量に関する事項
 - ・主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅に関する事項
 - ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- 1.河川整備の目標に関する事項
- 2.河川の整備の実施に関する事項
 - ・河川工事の目的、種類及び施行の場所、並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - ・河川の維持の目的、種類及び施行の場所

策定者

国土交通大臣

地方整備局長等 または 都道府県知事

策定
範囲

水系ごと

一定の区間ごと(国管理区間など)

高梁川
水系

平成19年8月16日策定

区 間		時 期
国管理	国管理区間	平成20年度策定(予定)
岡山県管理	高梁川水系中上流ブロック	策定作業中
広島県管理	成羽川ブロック	平成13年6月20日策定

意見聴取の方法

1. 基本的な考え方

< 意見聴取の対象者 >

- 1) 学識経験を有する者
- 2) **関係住民**
- 3) 関係県知事及び関係市町長

< 意見聴取の手順 >

- ・それぞれの対象者から個々に実施
- ・透明性、公平性の確保に留意

2. 意見聴取の方法

1) 学識経験を有する者からの意見聴取(河川法16条の2)

- ◆ 学識経験者から構成される「**明日の高梁川を語る会**」を設置し、意見聴取
- ◆ 会議は公開とし、会議資料、議事録は後日、岡山河川事務所ホームページに掲載
- ◆ 懇談会会場は、高梁川流域内の公共会議場等を活用

2) 関係住民からの意見聴取(河川法16条の2)

- ◆ 「**地域と共に明日の高梁川を考える会**」の開催、アンケートの実施等により
広く積極的に意見を聴取 (河川法16条の2)
- ◆ 「**地域と共に明日の高梁川を考える会**」は、流域内(国管理区間)の2市(倉敷・総社市)の
7箇所で開催 (河川法16条の2)
- ◆ アンケートは、事務所ホームページや新聞折込での配布、公的機関等での配布により実施
・新聞折込については、流域内だけでなく、高梁川、小田川の浸水想定区域も対象とし、
倉敷市・総社市・岡山市・早島町に配布(浅口市は戸別配布)

3) 関係県知事及び関係市町長からの意見聴取(河川法16条の2)

- ◆ 河川整備計画案に対する意見聴取など適宜実施